

「福井市未来を拓く奨学金返還支援事業」Q & A

目 次

1	支援対象者の認定の申請	P 1
2	支援対象者の認定の審査	P 3
3	福井市へのUIターン・就職	P 3
4	奨学金の返還	P 4
5	大学等	P 4
6	市内中小企業	P 5
7	他の補助金	P 7
8	補助金の交付	P 8
9	市への報告等	P 8
10	支援対象者の辞退、取消等	P 9

1 支援対象者の認定の申請

Q 1 - 1 まだ就職活動を開始しておらず、就職先の企業が決まっていますが、支援対象者としての認定を申請できますか。

A 申請できます。支援対象者認定申請書(様式第1号)の会社名の欄には、未定と記載していただき、市内中小企業への就職を経て、交付申請書兼実績報告書(様式第6号)の作成の際に、会社名を記載いただくこととなります。

Q 1 - 2 福井市出身ではありませんが、支援対象者としての認定を申請できますか。

A 申請できます。出身地は支援対象者の認定要件となっていません。

なお、既卒者(認定の申請時に大学等を卒業している方)については、申請する年度内または申請する3か月前までの間に福井市外に住んでいることが認定要件となります。

Q 1 - 3 支援対象者の認定の申請は、いつ募集していますか。

A 申請の推奨期間を4月から6月、10月から12月としていますが、それ以外の期間も申請を受け付けています。なお、書類の審査や認定の手続きは、一定期間ごとにまとめて行います。

Q 1 - 4 支援対象者の認定の申請に、期限はありますか。

A 新卒者（認定の申請時に大学等に在学中の方）の場合、卒業を予定している年度の在学中に認定申請をする必要があります。卒業後に申請すると、既卒者の扱いとなり、元々福井市外に在住していたことなどが要件として加わります。

なお、新卒者、既卒者ともに、認定申請の推奨期間を4月から6月、10月から12月としていますが、それ以外の期間も申請を受け付けています。

Q 1 - 5 支援対象者の年齢制限はありますか。

A 認定申請をした年度の4月1日時点において、年齢が30歳未満の者であることが条件です。認定申請の時に30歳に達していても、当年度の4月1日時点で29歳であれば、対象者となります。

認定を受け、支援対象者となっていれば、その後の交付申請の時に30歳以上になっても支援を受けられます。

Q 1 - 6 私は既卒者であり、以前から福井市に住んでいますが、支援対象者の認定の申請はできますか。

A 申請する年度内に福井市外に住んでいたか、申請する3か月前までの間に福井市外に住んでいたのであれば、申請が可能です。それより前から福井市に住んでいる場合、申請はできません。

なお、新卒者の場合は、申請時の住所は要件となっていません。

Q 1 - 7 以前から市内中小企業に勤めていますが、支援対象者の認定の申請はできますか。

A 既卒者に該当する方となりますが、申請する年度内または申請する3か月前までの間に市内中小企業に就業していない期間があれば、申請が可能です。それより前から就業している場合、申請はできません。

Q 1 - 8 応募するためには、何をどこに提出すればよいですか。

A 支援対象者認定申請書（様式第1号）を福井市商工労働部商工労政課に提出（郵送もしくは持参）してください。

申請書の様式は、福井市のホームページからダウンロードできます。

（<https://www.city.fukui.lg.jp/sigoto/syoukou/ksien/syougakukin.html>）

なお、申請書には、次の書類を添付してください。

- ・住民票の写し（ただし、既卒者においては市外に住所を有していたことを証明できる書類）（発行から1か月以内のもの）
- ・奨学金貸与証明書又はこれに準ずる書類
- ・大学等の在学証明書又は卒業証明書

Q 1 - 9 支援対象者認定申請書（様式第 1 号）は、手書きしなければならないですか。

A 手書きでも、パソコンで入力・印刷したものでも、いずれでも結構です。

2 支援対象者の認定の審査

Q 2 - 1 認定の申請後、どのような手続きを経て、認定されますか。

A 支援対象者の要件を確認するための審査を経て、認定します。なお、書類の審査や認定の手続きは、一定期間ごとにまとめて行いますので、申請してから通知が届くまでには時間を要することもあります。

Q 2 - 2 認定されたとき、認定されなかったときは、どのような通知がありますか。

A 認定決定、認定却下いずれの場合も、書面で通知をします。

3 福井市へのU Iターン・就職

Q 3 - 1 支援対象者として認定されましたが、福井市にU Iターンしませんでした（福井市外の事業所等に就職しました）。どうなりますか。

A 支援対象者ではなくなります。

支援対象者認定辞退届（様式第 4 号）を市に提出してください。

様式は、福井市のホームページからダウンロードできます。

（<https://www.city.fukui.lg.jp/sigoto/syoukou/ksien/syougakukin.html>）

Q 3 - 2 支援対象者として認定されましたが、市内の中小企業から内定をもらえませんでした。4 月以降も就職活動を続けますが、よいですか。

A 就職活動を継続して問題ありません。ただし、認定の申請年度の翌年度までに、交付の申請をしなかったときには、支援対象者でなくなります。（交付の申請には、雇用主が作成する在職証明書（様式第 7 号）が必要です）。

Q 3 - 3 福井市内で実際に生活していますが、住民票は他市のままでよいですか。

A 福井市に住民票を移してください。住民票が他市町のままであれば、交付の申請ができず、支援対象者でなくなります。

4 奨学金の返還

Q 4 - 1 どのような奨学金でも対象になりますか。

- A 対象となるのは、(独)日本学生支援機構が貸与する奨学金及び福井県大学奨学金に限られます。奨学金は、無利子、有利子のいずれでも構いません。
ただし、海外留学のための奨学金は除きます。

Q 4 - 2 以前奨学金を借りていましたが、既に全額返還してしまいました。支援対象者としての認定の申請はできますか。

- A 申請できません。
支援の対象となる期間は、認定を受けた月の翌月以降の分となります。
したがって、認定を受けるまでに全額返還しているのであれば、支援対象となる奨学金の返還がありませんので、申請できません。

Q 4 - 3 奨学金は、支援対象者として認定された者が自ら返還していく必要があるのでしょうか。それとも、福井市が代わりに返還してくれるのでしょうか。

- A 支援対象者が自ら返還してください。
奨学金の返還額に応じて、市から支援対象者に補助金を支給します。

Q 4 - 4 親にお金を借り、日本学生支援機構に奨学金を全額一括返還しました。その後、親に毎月返済していますが、この親への返済は、補助金支給の対象になりますか。

- A 補助金支給の対象になりません。
全額一括返還した分については、通常の返還期間に換算した上で、20万円を限度に補助金の上限額を決定しますが、それ以降、親御さんに返済している分については、補助金の支給対象にはなりません。

Q 4 - 5 繰上返還は、補助金支給の対象になりますか。

- A 補助金支給の対象になります。ただし、通常の返還期間に換算した上で補助対象期間を設定し、20万円を限度に上限額を決定します。(要綱の第10条2項参照)

5 大学等

Q 5 - 1 大学等とは、どこまで含まれますか。

- A 大学、短期大学、大学院、高等専門学校(第4学年及び第5学年に限る。)及び専修学校(専門課程に限る。)が対象となります。

Q5 - 2 何年生でも申請できますか。

A 4年制大学の4年生など、認定の申請の年度に大学等を卒業する見込みの方が申請できます。

例えば、令和6年10月に申請しようとする場合、令和7年3月31日までに卒業する見込みの方が対象となります。

Q5 - 3 大学等を中途退学しても、支援対象になりますか。

A 中途退学の場合は対象となりません。

6 市内中小企業

Q6 - 1 私が就業予定の企業は、中小企業に該当しますか。

A 本制度で規定している市内中小企業とは、中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業のうち、福井市内に本社又は本店を有するものです。就業予定の企業が市内中小企業に該当するかどうか、本市では分かりかねますので、当該企業までお問い合わせください。

なお、小規模企業は、中小企業に含まれます。

(参考) 中小企業基本法に規定する中小企業(中小企業庁ホームページより)

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、 運輸業、その他の 業種(~ を除 く)	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

Q6 - 2 個人事業主は対象となりますか。

A 個人事業主が本制度で規定している市内中小企業に該当すれば、企業としては対象となります。

本制度は、中小企業の人材確保を目的とするため、個人事業主本人は対象としませんが、個人事業主に雇用されている方は対象となります。

Q 6 - 3 正規雇用とは、どのような雇用形態ですか。

A 期間の定めのない雇用であり、所定労働時間が通常の労働者と同等の労働契約を締結していること、雇用保険の一般被保険者として雇用されていること、被用者年金及び健康保険に加入していることが要件となります。

Q 6 - 4 正規雇用でない場合、補助を受けることができますか。

A 正規雇用のみが対象となります。

Q 6 - 5 市内中小企業に就業後、転勤で住所を異動する必要がある場合はどうなりますか。

A 交付対象者の要件として、交付申請時に市内に住所を有している必要があります。したがって、転勤により住所を市外に異動した場合は、交付申請ができず、支援対象者の認定を取り消すこととなります。

Q 6 - 6 市内中小企業に就業後、市外の勤務地に配属となった場合はどうなりますか。

A 福井市内に本社または本店を有する中小企業に就業し、市外の勤務地に配属となった場合でも、交付申請はできます。ただし、住所を市外に異動すると、支援対象者ではなくなります。

Q 6 - 7 支援対象者に認定された後、企業を退職した場合、退職までに返還した奨学金は支援対象となりますか。

A 退職した月までを補助対象期間として扱うため、対象となります。ただし、当該期間に就業していたことを証明するため、交付申請では、退職した企業の在職証明書（様式第7号）を提出する必要があります。年の途中で、市内中小企業から市内中小企業に転職した場合、交付申請では、2社の在職証明書（様式第7号）が必要となります。

なお、自己都合による離職後、市内中小企業に正規雇用により就業せずに、離職から3月を経過したとき（4月目以降）や、会社都合による離職後、市内中小企業に正規雇用により就業せずに、離職から12月を経過したとき（13月目以降）には、支援対象者の辞退を届け出なければなりません。会社都合による離職の場合、確認のため、離職票の写しの提出を求めることがあります。

Q 6 - 8 支援対象者に認定された後、企業において、出産・育児に伴う休暇（産休・育休）を取得していますが、こうした月に返還した奨学金は支援対象となりますか。

A 産休・育休を取得中であっても、企業に籍を置きながら、奨学金を返還している場合は、補助金支給の対象になります。

ただし、一時的に退職扱いとなる場合や休暇期間中の奨学金の返還を猶予している場合は、対象になりません。

Q 6 - 9 支援対象者に認定された後、転職などにより補助対象期間が一時的に途切れた場合、補助対象期間の終了はいつになりますか。

A 補助対象期間は、交付対象者が認定を受けた月の翌月以降で、市内中小企業に就業した日の属する月又は奨学金の返還開始日が属する月のいずれか遅い月から起算して5年間（60か月）を上限に、当該奨学金の返還が完了するまでの間としています。したがって、一時的に途切れた場合でも、補助対象期間として開始されてから5年間が補助対象期間の上限となります。

なお、補助対象期間中に交付対象者に子が生まれた場合、補助対象期間について1年間（12か月）を上限に、1回限り延長します。

7 他の補助金

Q 7 - 1 他の補助金を受けていても、この制度を利用できますか。

A 交付対象者には、奨学金返還に関する他の補助金を受けていないことが要件としてあります。したがって、奨学金返還に関する他の補助金を受けている場合、交付申請ができません。

ただし、就職先の企業による奨学金返還支援（代理返還）によって、企業から（独）日本学生支援機構などに直接送金がなされている場合で、かつ支援対象者が返還した額（交付申請の前年の1月から12月までの分）を補填するものでない繰上返還については、併用できます。なお、交付申請の際の提出書類である「返還した奨学金の額を証明できる書類」については、本人が返還した額を証明できるもの（奨学金返還口座の通帳の写しなど）としてください。

Q 7 - 2 福井県UIターン奨学金返還支援制度を利用する予定の場合、併用はできますか。

A 支援対象者・交付対象者には、福井県UIターン奨学金返還支援制度の交付対象とならないことが要件としてあります。したがって、福井県UIターン奨学金返還支援制度の支援を受ける場合は、各申請ができません。

なお、福井県の制度は業種や職種が限定されていますが、支援対象者の認定の申請時に、福井県の制度の交付が受けられるかどうか明確でない場合は、いったん、福井市の支援対

象者の認定申請をすることは問題ありません。

8 補助金の交付

Q 8 - 1 補助金は、いつ、いくら交付されますか。

A 補助金の額は、補助対象期間に応じて、支援対象者が返還した額（交付申請の前年の1月から12月までの分）を上限に、決定します。

補助対象期間とは、認定を受けた月の翌月以降で、市内中小企業に就業した日の属する月又は奨学金の返還開始日が属する月のいずれか遅い月から起算して5年間（60か月）を上限に、当該奨学金の返還が完了するまでの間としています。対象期間が12か月であれば、上限額は20万円となりますが、それ以外の月数の場合は、以下の表に基づき、補助金の上限額が決まります。

対象期間	1か月	2か月	3か月	4か月
上限額	1.6万円	3.3万円	5万円	6.6万円
対象期間	5か月	6か月	7か月	8か月
上限額	8.3万円	10万円	11.6万円	13.3万円
対象期間	9か月	10か月	11か月	12か月
上限額	15万円	16.6万円	18.3万円	20万円

なお、補助対象期間中に交付対象者に子が生まれた場合、補助対象期間について1年間（12か月）を上限に、1回限り延長します。

また、補助金は、毎年度1月中に支援対象者が行う交付申請後、市の交付決定や支援対象者の請求を経て、毎年度3月頃に支払います。

9 市への報告等

Q 9 - 1 住所等を変更した場合は、どうすればよいですか。

A 次の場合は、市に報告してください。

- ・氏名が変わった場合（婚姻した場合など）
- ・連絡先が変わった場合（引越により住所が変わった場合、電話番号・メールアドレスを変更した場合など）
- ・補助金の交付要件に関わることに変動があった場合（離職した場合、奨学金返還の一時猶予を受ける場合など）
- ・奨学金返還を滞納した場合 など

10 支援対象者の辞退、取消等

Q10-1 どういった場合に、支援対象者を辞退しなければなりませんか。

- A 次の場合は、支援対象者認定辞退届（様式第4号）を市に届け出てください。
- ・この補助金制度による支援を辞退しようとするとき。
 - ・交付の申請を、認定の申請の翌年度までにしなかったとき。
 - ・交付の申請を行うときまでに福井市内に住所を有していないとき。
 - ・市内中小企業に該当しない事業所等に就業したとき。
 - ・自己都合による離職後、市内中小企業に正規雇用により就業せずに、離職から3月を経過したとき。
 - ・会社都合による離職後、市内中小企業に正規雇用により就業せずに、離職から12月を経過したとき。
 - ・奨学金の返還が全額免除されたとき。
 - ・福井県UIターン奨学金返還支援制度の交付決定を通知されたとき。

Q10-2 どういった場合に、支援対象者の認定が取り消されますか。

- A 次の場合に、支援対象者の認定が取り消されます。
- ・辞退届の届出があったとき。
 - ・辞退届を届け出る前述の要件に該当するとき。
 - ・虚偽その他不正の手段により支援対象者としての認定を受けたとき。
 - ・奨学金の返還を3月以上滞納したとき。
 - ・調査等に協力しなかったとき。

Q10-3 市による調査等が行われる場合がありますか。

- A 市は、補助金の交付に関して必要があると認めるときは、支援対象者に対して関係書類の提出を求め、又は聞き取り若しくは訪問調査等を行います。
- この場合、補助金の支援対象者は、市の調査等に協力しなければなりません。